

# 地方交付税問題小委員会の 議論を踏まえた整理（資料）

平成 23 年 6 月 16 日

# 目 次

I	東日本大震災対応のための財政措置	1
1	地方交付税等による確実な財政措置	1
2	被災自治体のニーズに合わせた包括的な財源対策	1
3	地域の判断で主体的に活用できる大規模な復興基金の早期創設	1
4	被災自治体の資金調達の円滑化	1
5	被災者生活再建支援法の特例措置	1
II	平成 24 年度地方財政対策に向けて	2
1	地方財政の実態について	2
(1)	常態化している地方の財源不足	2
(2)	国を上回る行革努力を強いられている地方財政	2
(3)	求められる地域振興対策	4
(4)	地方交付税の機能の強化	4
2	地方財政計画の充実	5
(1)	地方財政を担保する地方財政計画	5
(2)	適切な地方財政規模、地方一般財源の確保	5
(3)	地方の課題に対応するための歳出の適切な積み上げ	6
(4)	経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定	8
3	地方交付税の機能の充実・強化	9
(1)	基準財政需要額の適切な積み上げ	9
(2)	地域の実情を反映した地方交付税の算定方法	9
(3)	税収不足への適切な対応	10
(4)	特別交付税の確保	10
III	「社会保障と税の一体改革」の課題	11
1	地方意見の的確な反映	11
2	社会保障施策の全体像を踏まえた検討	11
3	地方の社会保障財源の確保	11
(1)	地方の役割を踏まえた税制改革	11
(2)	課税自主権への過大な期待への反論	12
4	地方消費税成立の経緯を踏まえた対応	12
IV	地域主権改革に当たっての適切な措置	13
1	義務付け・枠付けの見直しの推進	13
2	権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置	13
3	国の出先機関改革における財源の確保	13
4	地域自主戦略交付金対象事業の地方負担分の確実な措置	13
5	直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保	13
6	地方共有税の具体化	13

# I 東日本大震災対応のための財政措置

## 1 地方交付税等による確実な財政措置

- ・復旧・復興に必要な事業実施に伴う被災地の地方負担や被災地外の自治体において必要となる経費については、地方交付税の増額等により確実に財政措置を実施すべきである。
- ・震災対策のため発行する災害復旧事業等に係る地方債や、地方税の減免・減収を埋めるため発行する地方債の元利償還金については、地方財政対策において別枠加算のように特別に措置すべきである。

## 2 被災自治体のニーズに合わせた包括的な財源対策

- ・震災復興に当たっては、激甚災害法に基づく補助金の補助率嵩上げ、地方債元利償還への地方交付税措置等に加え、被災地の実情に応じた的確な対応が必要である。
- ・このため、被災者数、被災面積等一定の基準に応じた包括的な財源対策を措置し、機動的に対応すべきである。

## 3 地域の判断で主体的に活用できる大規模な復興基金の早期創設

- ・阪神・淡路大震災では、震災から2ヶ月半後に、9,000億円（当初6,000億円）の阪神・淡路大震災復興基金が創設された。
- ・東日本大震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地ニーズに即した長期的・安定的な復興対策が地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を岩手県、宮城県、福島県の各県ごとに早期に創設すべきである。

## 4 被災自治体の資金調達の円滑化

- ・被災自治体を実施する復旧・復興事業に必要な多額の資金需要に対応するため、公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）を十分に確保すべきである。

## 5 被災者生活再建支援法の特例措置

- ・東日本大震災の被害実態を踏まえ、国の負担割合を激甚災害法、災害救助法の最高負担率90%を超える95%とし、地方の負担額は、被災者生活再建支援基金の現在高の範囲内とする特例措置を特別法に盛り込み、適切に予算措置すべきである。
- ・支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において国の全額負担で実施すべきである。
- ・迅速に被災者支援を行う観点から、現行制度に基づく支援金の支払いをすでに開始しているが、新制度の成立後は、今回の大震災発生時まで遡及適用し、その間の支給は新制度の一部とみなすべきである。

## II 平成 24 年度地方財政対策に向けて

### 1 地方財政の実態について

#### (1) 常態化している地方の財源不足【図表 1】

- ・地方財政は、国、地方を通じた税収不足や、公債費や社会保障関係費の自然増などにより、平成8年度以降16年連続して財源不足の状態が続いている。
- ・23年度において財源対策が必要となる額（財源不足額）は14.2兆円となり、前年度に比べ4兆円縮小したが、これは国税及び地方税の増収等によるものだけではなく、前年度からの特会繰り入れ（1.0兆円）による減もある。抜本的な財源対策を実施すべきである。

<財源不足額（H8～H23）>

項目	最小(H19)	最大(H22)	H23
財源不足額	4.7兆円	18.2兆円	14.2兆円
(財源不足の地財計画総額に対する割合)	5.7%	22.2%	17.3%

<H23において財源不足額が縮小した主な要因> (単位：兆円)

地方税、地方譲与税の増	1.2	計 2.9 兆円
国税5税の法定率分の増	1.1	
その他歳出の減	0.6	
平成22年度からの繰越金	1.0	

#### (2) 国を上回る行革努力を強いられている地方財政【図表 2】【図表 3】

##### ① 地方は、国を上回る歳出削減を実施

- ・国の定める枠組みでの財政運営を強いられる中、実質的なプライマリーバランスが赤字である地方は、社会保障関係費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費の削減に加え、定員抑制や給与の独自カットなど人件費についても国を上回る歳出削減を強いられている。

<H23地方財政計画における地方財政のプライマリーバランス> (単位：兆円)

地方財政の プライマリーバランス	地方交付税の加算措置		実質的な地方財政の プライマリーバランス
	別枠加算	国一般会計加算	
1.7	1.3	5.1	▲4.7

<歳出削減に向けた地方の取組>

項目	【国】(H13→H22)	【地方】(H13→H22)
一般行政職員数の比較	53.0万人→51.6万人 (△1.4万人、△2.6%)	111.4万人→93.7万人 (△17.7万人、△15.9%)
ラスパイレス指数		100.5→98.8(△1.7)

##### ② 給与関係費の削減への反論

###### a) 原則（条例主義）

- ・東日本大震災の復興財源を確保するため実施される国家公務員の給与削減に合わせ、地方にも同様の削減を求める意見がある。
- ・地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨を踏まえ、それぞれの団体が条例によって定めるものである。このため、職員の生計費や各地域の民間給与等、他の事情を一切考慮せず、国家公務員が人事院勧告に基づかない給与削減を行うことのみをもって、地方公務員に同様の給与削減を求めることは法の趣旨にそぐわない。

<地方公務員法（抄）>

第24条第3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

(…略…)

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める。

**b) 復旧・復興にかかる国と地方の役割**

- ・この度の国家公務員の給与削減は、東日本大震災の復旧・復興に必要な国の財源を確保するため、政府として国家公務員人件費 2 割削減を検討する中で、国独自の判断で行われるものであり、地方にも同様の負担を求めることは、国の負担を地方に転嫁するものである。
- ・東日本大震災の復旧・復興に当たって、国と地方の役割は異なるものであり、国の役割は復興の道筋を示し、復旧・復興の財源を確保すること、地方の役割は、救援物資の提供、避難所運営、医療・健康維持等の被災者対策、仮設住宅の建設等の被災市町の運営支援などの物的・人的支援を担うとともに、今後の本格復興に向け、人材の長期的な派遣を行うことにある。
- ・このような、国と地方の役割を認識することなく、地方に対して、単に国と同様の手法をもって復興財源の捻出を求めるのは乱暴な議論である。

**c) 地方の行革努力を踏まえた対応**

- ・社会保障関係費の増嵩等による厳しい財政状況を踏まえ、地方はすでに人件費を含めた歳出削減に取り組んでおり、この 10 年間で約 2 兆円の人件費を削減している。
- ・このような、国を上回る行革努力を行っている地方に対し、さらなる負担を一律に強いることは、地方の実情を無視したものである。

<国と地方の職員給の増減>

(単位：兆円)

項 目		H13 年度	H22 年度	H22-H13	増減率
国 (当初予算・一般会計)	一般歳出	48.7	53.5	4.8	9.9%
	うち職員給	3.6	3.4	△0.2	△4.6%
地方 (地方財政計画)	一般歳出	73.6	66.3	△7.3	△9.8%
	うち職員給	10.7	8.7	△2.0	△18.3%

※地方の職員給：地方財政計画上の都道府県（一般職非義務教職員）及び市町村職員

**d) 地方財政計画における決算額と計画額の乖離【図表 11】**

- ・地方財政計画において、警察官や義務教育教員の人件費など総額で約 22,300 億円に上る決算額と計画額の乖離が生じており、このような状況を是正することなく、さらなる給与費の削減を行うことは容認できない。

<地方財政計画における決算額と計画額の乖離（主なもの）>

警察官給与	乖離額	約 1,300 億円	(H21 決算。以下同じ)
義務教育教員給与		約 1,800 億円	
公債費		約 16,600 億円	
病院事業繰出金		約 1,700 億円	

- ・なお、ラスパイレス指数については、地方公務員給与が高くなる算定方法などを見直し、適切に比較検討すべきである。

<ラスパイレス指数の問題点>

・国の大卒割合は約 5 割、地方の大卒割合は約 7 割であるなど、実際は国と地方の学歴別の職員構成が違うにもかかわらず、国の職員構成を一律に用いて計算されている。
・国は霞ヶ関では、地方よりも高い 18%の地域手当が支給されているが、ラスパイレス指数の算定には地域手当は含まれていない。
・国は局長などの指定職が指数算定の対象となっていないが、地方は部長級までを含めて比較している。

### (3) 求められる地域振興対策

#### ① 地方単独経費の確保

- ・地方の経済雇用情勢が厳しい状況にあるにもかかわらず、平成 23 年度の地方単独経費は 20.7 兆円で、対前年度 0.1 兆円の減となっている。
- ・社会保障関係費が増加する中、自主的な経費が抑制されている。疲弊している地域経済再生のための経費など、地方の自主的な施策に必要な経費について適切に措置すべきである。

<地方単独経費の増減>

(単位：億円)

項目	H22 年度	H23 年度	H23-H22
地方単独経費	208,512	207,159	△1,353
一般行政経費	138,285	138,601	+316
（うち社会保障関係費）	—	—	+2,094
（うち社会保障関係費以外）	—	—	△1,778
地域活性化・雇用等対策費	9,850	12,000	+2,150
投資的経費	56,377	53,558	△2,819
地方再生対策費	4,000	3,000	△1,000

#### ② 投資的経費の充実

- ・公的資本形成は地方経済において大きな役割を果たしているが、地方の投資的経費は大きく削減されている。厳しい地方の経済雇用情勢に鑑み、投資事業量とその財源を確保すべきである。

<地方の経費的経費の推移>

(単位：兆円)

項目	H15年度	H22年度	H23年度	H23-H15 (H23/H15)	H23-H22 (H23/H22)
地方の投資的経費	23.3	11.9	11.3	△22.0 (48.5%)	△0.6 (95.0%)

### (4) 地方交付税の機能の強化

#### ① 地方交付税は地方の固有財源

- ・中期財政フレームにおいて、国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税 5 税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源である。国の裁量により減額されるべきものではない。
- ・今後、地方交付税制度を見直すに当たっては、国と地方を通じた税財政制度の抜本見直しと一体的に行うべきである。その際には、法制化された国と地方の協議の場等における地方意見を適切に反映すべきである。

<交付税率>

所得税及び酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%

#### ② 地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 4】

- ・平成 23 年度当初予算では、47 都道府県の約 8 割（36 団体）の団体において、地方交付税が地方税を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべきである。

<地方税が地方交付税を上回っている団体（H23 当初予算ベース）11 団体>

東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、千葉県、福岡県、兵庫県、埼玉県、静岡県、茨城県、三重県

③ 地域間格差是正機能復元のための地方交付税の増額【図表 5】

- ・地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべきである。

<地方税収等に係る地域間格差の拡大>

項目	H15 年度	H21 年度	差
地方税	0.58	0.58	0
地方税+交付税	0.97	0.89	△0.08

(注)1人当たり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

2 地方財政計画の充実

(1) 地方財政を担保する地方財政計画

- ・地方財政計画は、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで地方財政運営の大枠を定めるものである。
- ・地方行政の安定的な運営のため、常態化している地方の財源不足の状況を踏まえ、国の施策に伴い必要となる地方の歳出に対応した財源、及び地方団体が標準的な行政水準を確保するための財源が保障される地方財政計画を策定すべきである。

(2) 適切な地方財政規模、地方一般財源の確保【図表 6】

① 地方財政規模

- ・平成 23 年度の地方財政規模は、昨年度比 0.4 兆円増の 82.5 兆円となっている。
- ・社会保障関係費の自然増等や地域活性化・雇用等対策費で 1.8 兆円増となる一方、給与関係経費や公債費の減、及び投資的経費や、一般行政経費（単独）のうち社会保障関係費以外の経費の圧縮などで 1.4 兆円減となっている。
- ・地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、投資的経費や一般行政経費（単独・社会保障関係費以外）について、適切に財政需要を積み上げるべきである。

<主な増減内訳>

(単位：兆円)

	項目	増減額	計
増	社会保障関係費	1.6 (補助 1.4、単独 0.2)	1.8
	地域活性化・雇用等対策費	0.2	
減	給与関係経費	△0.4	△1.4
	公債費	△0.2	
	投資的経費	△0.6 (直轄・補助 △0.4、単独 △0.2)	
	一般行政経費 (単独・社会保障関係費以外)	△0.2	

② 地方一般財源

- ・平成 23 年度の地方一般財源総額は、地方交付税、地方税（地方法人特別譲与税を含む）が 1.6 兆円増となる一方、臨時財政対策債を 1.5 兆円削減されたことから、平成 22 年度並の水準となっている。
- ・これは、中期財政フレームに基づく水準であるが、平成 24 年度においては社会保障関係費の自然増分については、投資的経費等他の経費の抑制につながらないよう必要となる一般財源を確保すべきである。

<主な増減内訳>

(単位：兆円)

	項目	増減額
増	地方交付税	0.5
	地方税 (地方法人特別譲与税含む)	1.1
減	臨時財政対策債	△1.5

### ③ 三位一体改革前との比較

- ・三位一体改革の前である平成 15 年度と比較しても、依然として地方財政規模は 3.7 兆円、地方一般財源は 2.0 兆円減額となっている。
- ・このような状況を踏まえ、地方財政規模、地方一般財源総額を増額すべきである。

<地方財政計画額の増減>

(単位：兆円)

項目	H15 年度	H22 年度	H23 年度	H23-H15	H23-H22
地方財政計画規模	86.2	82.1	82.5	△3.7	+0.4
地方一般財源※税源移譲分(3.1兆円)除く	58.4	56.3	56.4	△2.0	+0.1

### (3) 地方の課題に対応するための歳出の適切な積み上げ

#### ① 社会保障関係経費の確保【図表 7】

##### a) 総額

- ・平成 23 年度の社会保障関係費（補助・単独）が 22 年度に比べ、1.6 兆円の増に対して、給与関係経費や公債費の減を充当した上で、地方財政計画額を 0.4 兆円の増にとどめたことから、投資的経費や社会保障関係費以外の一般行政経費（単独）が大きく削減された。

##### b) 地方負担額

- ・地方負担額は、補助分(0.5 兆円)、単独分(0.2 兆円)及び国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等(0.1 兆円)を合わせて 0.8 兆円増額されている。
- ・このうち、社会保障関係費の補助分の増(0.5 兆円)については、給与関係経費や公債費の減により賄っている。しかし、社会保障関係費の単独分(0.2 兆円)の増については、社会保障関係費以外の単独事業規模を確保することなく削減している(△0.2 兆円)ものと考えられ、地方の主体的な事業にしわ寄せが及んでいる。
- ・社会保障関係費の増加が地方単独経費等の他の経費を圧迫しないよう、地方の自然増相当額(0.7 から 0.8 兆円程度)については確実に措置すべきである。

<一般行政経費の内訳>

(単位：兆円)

項目		H22 年度	H23 年度	H23-H22
補助	社会保障関係費	13.7 (7.6)	15.1 (8.1)	+1.4 (+0.5)
	その他	0.8 (0.3)	0.7 (0.3)	△0.1 (±0.0)
	小計	14.4 (7.9)	15.7 (8.4)	+1.3 (+0.5)
単独	社会保障関係費	—	—	+0.2 (+0.2)
	その他	—	—	△0.2 (△0.2)
	小計	13.8	13.9	+0.0
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		1.2	1.2	+0.0
合計		29.4	30.8	+1.4

( )内は地方負担額 ※ 表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所がある。

上記補助(+0.5)、単独(+0.2)の他に、基礎年金地方負担等(+0.1)を加えて、0.8 兆円が地方負担分の増額として措置されている。

(再掲) 社会保障関係費に係る地方負担額の増 (単位：兆円)

項目		増減額
一般行政経費	補助	+0.5
	単独	+0.2
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等		+0.1
合計		+0.8



② 疲弊している地域経済再生のための経費の確保

a) 地域経済対策経費の減

- ・地域活性化・雇用等対策費創設に伴う増額（+0.2 兆円）があったものの、投資的経費が 0.6 兆円減額されたことから、総額としては 0.4 兆円の減となっている。
- ・現下の厳しい地域の経済雇用情勢を踏まえ、投資的経費等の総額を確保すべきである。

<地域経済対策経費の減>

(単位：兆円)

項目	H22 年度	H23 年度	H23-H22
地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2
投資的経費（補助・単独計）	11.9	11.3	△0.6
計	12.9	12.5	△0.4

b) 厳しい地方の経済雇用情勢に対応するための経費の確保

- ・地域の実情を踏まえた経済活性化や雇用対策などを推進するため、22 年度の地域活性化・雇用等臨時特例費（1.0 兆円）に子育て施策等 0.2 兆円が上乗せされ、新たに地域活性化・雇用等対策費（1.2 兆円）が設けられた。
- ・地域活性化・雇用等対策費については、3 年間継続するとされているが、地方の経済雇用情勢の厳しさが増す中、さらに増額すべきである。

<地域活性化・雇用等対策費>

(単位：億円)

H22 年度		H23 年度		H23-H22
地域活性化・雇用等臨時特例費	(9,850)	地域活性化・雇用等対策費	(12,000)	(+2,150)
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	(4,500)	雇用対策・地域資源活用推進費	(4,500)	
安心して暮らせる地域づくり	(690)	子育て支援サービス充実推進事業	(1,000)	
子育てや高齢者の生活支援	(2,400)	住民生活に光をそそぐ事業	(300)	
疲弊した地域の活性化	(1,700)	地球温暖化対策暫定事業	(100)	
緑の分権改革につながる豊かな地域資源の活用	(560)	各種活性化推進事業	(6,100)	

c) デフレギャップの解消に向けた投資事業の充実

- ・厳しい地方の経済雇用情勢に鑑み、デフレギャップ解消に向けた対策が必要であるにもかかわらず、地方の投資的経費が補助、単独合計 0.6 兆円削減されている。
- ・また、国直轄事業については、維持管理費の廃止による影響を除いた実質的な事業費は、ほぼ前年度と同水準となっているのに対し、補助・単独事業はそれぞれ△4.6%、△5.0%とそれぞれ大幅な減となっている。
- ・デフレギャップの解消に向け、地方の投資的経費を充実すべきである。

<投資的経費>

(単位：億円)

項目	H22 年度	H23 年度	H23-H22
投資的経費（補助）	62,697	59,474	△3,223(△5.1%)
うち国直轄事業分 (維持管理費を除いた場合)	7,072 (6,493)	6,415 (6,415)	△657(△9.3%) (△78(△1.2%))
うち公共事業分	55,625	53,059	△2,566(△4.6%)
投資的経費（単独）	56,377	53,558	△2,819(△5.0%)
合計	119,074	113,032	△6,042(△5.1%)

d) **安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ【図表 8】**

- ・道路橋りょうをはじめ国民の安全安心のための社会資本の老朽化に伴い必要となる維持・整備費については、地方の需要として適切に積み上げるべきである。

<建設後 50 年以上が経過した道路橋りょうの数>

2010 年：約 3,600 箇所 → 2030 年：17,800 箇所 (約 5 倍)
--

e) **緑の分権改革や交流人口拡大等による地域振興経費の拡大**

- ・緑の分権改革、維持存続が危ぶまれる小規模集落への対応、定住自立圏構想など、増加が見込まれる地域振興対策に必要な財政需要を適切に積み上げるべきである。
- ・なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げるべきである。

定住自立圏構想に係る特別地方交付税措置 中心市 4,000 万円、周辺市 1,000 万円
---

③ **国の制度創設・改正に当たっての確実な財源措置【図表 9】**

- ・国の制度創設・改正に当たっては、国と地方の協議の場において十分に調整するとともに、新たに地方負担が生じる場合には、確実に財源措置すべきである。

④ **基金事業に係る地方負担への適切な措置**

- ・安心こども基金や社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等、国の経済対策により設置した基金を活用した事業に伴う地方負担については、地方財政計画に積み上げた上で、基準財政需要額に反映すべきである。また、基金事業の終了後においても継続が必要な事業の財源は、国において適切に確保すべきである。

⑤ **臨時財政対策債等の元利償還分の適切な積み上げ【図表 10】**

- ・国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとした臨時財政対策債、補正予算債等の元利償還金については、確実に別枠として積み上げるとともに、長期低利の良質な資金を安定的に確保すべきである。

<地方財政計画における臨時財政対策債の状況と償還額が公債費に占める割合> (単位：億円)

項目	H21 年度	H22 年度
臨時財政対策債	51,486	77,069
A 償還額	13,893	15,943
B 公債費	132,955	134,025
A/B (%)	10.4	11.9

(4) **経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定**

- ・平成 22 年度は、景気の一定程度の回復等により、地方税の決算額が、地方財政計画額を上回る見込みであるが、過去（平成 19～21 年度）において大幅に下回ったことを踏まえ、適切に税収見込額を算定すべきである。
- ・特に、平成 24 年度においては、東日本大震災による消費の落ち込みや、今後の法人税収の動向を考慮して、的確に税収を見込むべきである。

<地方税収に係る地方財政計画と決算の差額>

(単位：億円)

項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度 (推計値)
地財計画額 (A)	403,728	404,703	361,860	325,096
決算額 (B)	398,362	388,566	347,003	338,801
差額 (B-A)	△5,366	△16,137	△14,857	13,705

### 3 地方交付税の機能の充実・強化

#### (1) 基準財政需要額の適切な積み上げ

##### ① 義務的経費の交付税算入不足の解消【図表 11】

- ・ 難病治療研究や病院事業繰出等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げるべきである。
- ・ 難病治療研究に係る国庫補助（国庫補助金の交付率が30%程度と原則の50%を大きく下回っている）のように、地方に多額の超過負担が生じているものについては、その早期解消を図るべきである。

<算入不足の主な事例>

項目	算入不足額	算入不足率
難病治療研究	326 億円	42.1%
病院事業繰出	1,736 億円	61.5%
生活保護	463 億円	6.8%
警察給与	1,297 億円	6.5%
義務教員給与	1,801 億円	5.8%
公債費	16,559 億円	15.6%

(21 都道府県決算)

##### ② 全国的に実施している事業の交付税算入【図表 12】

- ・ 地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、標準的行政サービスとして新たに基準財政需要額へ反映すべきである。

<主な交付税措置のない単独事業>

項目	H21 年度地方決算額
乳幼児医療費補助金	1,469 億円
ひとり親家庭医療費補助金	537 億円
障害者医療費補助金	2,368 億円

} 全都道府県、全市町村で実施

#### (2) 地域の実情を反映した地方交付税の算定方法

##### ① 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な需要の確保

- ・ 社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる財政需要を適切に確保すべきである。

##### ② 適切な事業費補正措置

- ・ 現行の事業費補正は、一時的に多額の経費を要する社会資本整備など、単位費用では的確に措置することが困難な事業について、実際の事業量に応じた財源措置をするための制度である。
- ・ 特に、道路、河川などの整備が遅れている団体が事業を重点的に進めていく場合や、財政力の弱い団体が学校建設のような地域に不可欠な事業を行う場合には、有効である。
- ・ この様な状況を踏まえ、事業費補正は適切に措置すべきである。

##### ③ 新型交付税拡大への懸念

- ・ 地方交付税算定に関する地方公共団体の予見可能性を高めるため、算定の簡素化を図ることは重要である。しかしながら、人口・面積に単純化した算定基準の拡大については、地方の財政需要の反映の観点から限界があるため、現行の包括算定経費の規模を越えたさらなる新型交付税の拡大は慎重に検討すべきである。

### (3) 税収不足への適切な対応

#### ① 法定率の引上げによる臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営【図表1】

- ・地方交付税総額の見込みと地方財政の自律性を高めるため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、交付税率の引上げによる補てんが事項要求として盛り込まれていたが、国の財政事情などから実現しなかった。
- ・常態化している地方財政収支の財源不足を解消し、臨時財政対策債に過度に頼らない財政運営を可能とするため、国・地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、交付税率の引上げを図るべきである。
- ・特に、三位一体改革の際の所得税の税源移譲により大幅に削減された交付税財源については、早急に交付税率の引上げ等により復元すべきである。

#### ② 財源不足に対する別枠加算等による適切な措置

- ・税制抜本改革時まで継続される地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算（1.1兆円）及び3年間同額で継続される地域活性化・雇用等の対策の上乗せに対応した別枠加算（0.2兆円）については、適切に措置すべきである。
- ・法定率の引上げ等により財源不足が抜本的に解消されるまでは、財源不足対策として、引き続き国の一般会計からの別枠加算などの適切な対策を実施すべきである。

<別枠加算の内訳>

(単位：兆円)

項目	措置額
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	1.1
地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算	0.2
合計	1.3

#### ③ 減収補てん債等による確実な財源措置

- ・基準財政収入額の精算対象税目となっていない地方消費税の地財計画額と決算額との差額が、対象税目の利子割等の差額よりも多額であることを踏まえ、減収補てん債の対象税目の拡大による確実な財源措置を検討すべきである。

<減収補てん債の発行額（H21年度、都道府県分）>

(単位：億円)

項目	税目	地財計画額 (a)	決算額 (b)	差額 (b-a)
対象	法人県民税	7,220	5,890	△1,330
	法人事業税	30,696	26,249	△4,447
	利子割	2,767	1,652	△1,115
非対象	地方消費税	25,464	24,131	△1,333
	配当割	1,117	462	△655

※法人県民税のうち、発行対象となっている法人税割のみの減収補てん債発行額。

### (4) 特別交付税の確保

- ・地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引き下げるとされたが、東日本大震災により甚大な被害が発生したことから3年間凍結された。
- ・災害、新型インフルエンザ、家畜法定伝染病の発生等限定的な地域において生じた予測しがたい財政需要の中で、本来、国が負担すべき経費については国費で措置すべきであり、その上で、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要については、特別交付税で措置すべきである。
- ・特に、省令項目である災害対策、病院事業、地方バス路線対策などのルール分は確実に措置すべきである。

### Ⅲ 「社会保障と税の一体改革」の課題

#### 1 地方意見の的確な反映

- ・地方は、年金を除く介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の運営をはじめ、公立病院、保育所及び放課後児童クラブ等の設置・運営、妊産婦健診、障害者自立支援給付など国の制度や国庫補助事業を実施するほか、乳幼児医療助成など地方単独事業を実施し、社会保障を幅広く担っている。
- ・このため、社会保障制度における地方が果たしている役割を踏まえ、国と地方の協議の場において、地域のニーズを知悉している地方の意見を的確に反映すべきである。

#### 2 社会保障施策の全体像を踏まえた検討

- ・「社会保障改革案」において、改革後の経費推計の対象が子ども・子育て、医療・介護、年金に限定されているが、国や地方公共団体、国庫補助事業や地方単独事業など事業主体や財源の区別に関係なく、制度化された国保、障害者福祉の分野や、地方において広範に行われている主体的な事業などを含めた社会保障施策の全体像を把握した上で、必要となる財源について検討すべきである。

<改革後の経費負担の対象が限定的なっているもの（子ども・子育て、医療・介護及び年金を対象）>

- ・「子ども・子育て」の対象が保育に限定されており、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子・寡婦対策などが対象外。
- ・地方負担が大きい難病、がん検診、妊婦健診が対象外。
- ・障害者施策は、「推進本部の検討を踏まえ、障害者総合推進法（仮称）の2012年法案提出」とされているのみで具体的内容が不明。
- ・生活保護についても、「必要に応じて法案提出」とされ、具体的な見直し効果額が不明。

#### 3 地方の社会保障財源の確保

##### (1) 地方の役割を踏まえた税制改革

- ・地方は社会保障の大部分を担っており、国と地方が負担する社会保障関係費は国が27.8兆円、地方が16.8兆円であり、その負担割合は3対2となっている。
- ・社会保障の財源として消費税を議論する際には、社会保障制度における地方公共団体の役割を重要視し、2015年度には9.2兆円に上ると推計される地方単独事業を含めた社会保障サービス全体の今後の所要額による試算を行った上で、国・地方を通じた税制改革において、税源の偏在性が小さい安定財源を確保すべきである。
- ・また、「社会保障改革案」において、「2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」としているが、国と地方の財源配分について具体的に明示すべきである。

<社会保障における国と地方の負担割合>

(単位：兆円)

社会保障関係費の現状 (H22年度)				
区分	国費を伴う事業		その他事業	地方負担計
	国費	地方費		
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2
介護	2.2	2.1	0.2	2.3
<b>小計</b>	<b>16.6</b>	<b>5.0</b>	<b>0.2</b>	<b>5.2</b>
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0
医療	5.1	1.5	2.9	4.4
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4
<b>合計</b>	<b>27.8</b>	<b>9.5</b>	<b>7.3</b>	<b>16.8</b>
<b>国と地方の負担割合</b>	<b>国 62.3%</b>			<b>地方 37.7%</b>

(総務省資料より)

（単位：兆円）

法令等により義務づけられた事業 約4.8兆円		小計	全国的に実施されている事業 約1.4兆円		小計	分別未済の事業 約3兆円		小計	合計
介護	介護保険運営	0.24	0.25	介護用品等	0.01	0.01	その他	0.00	0.26
医療	国民健康保険事業	0.79	2.15	乳幼児医療費助成(就学前に限る)	0.27	0.72	その他	0.66	3.53
	公立病院(一般会計負担)	0.5		障害者(児)医療費助成	0.26		医療関係健康対策		
	保健所、市町村保健センター	0.3		母子(父子)家庭医療費助成	0.07				
	インフルエンザ等予防接種	0.14							
	がん検診	0.12							
	特定疾患治療調査研究	0.06							
	救急医療対策(周産期医療、休日夜間等)	0.06							
	広域病院負担金、診療所運営補助	0.04							
	成人健診	0.03							
	新型インフルエンザ対策	0.02							
	子ども・子育て	保育所(公立・私立)	0.75	1.64	子ども子育て関連助成金等	0.27	0.28	その他	0.40
幼稚園(公立・私立)		0.28		多子世帯保育料等軽減	0.01		施設運営等		
乳幼児健診・妊婦検診		0.11							
児童館・自動遊園		0.09							
準要保護児童生徒援助・給食援助		0.08							
知的障害児施設		0.06							
放課後児童対策		0.05							
児童相談所・一時保護所		0.04							
次世代育成支援対策		0.03							
幼稚園就園奨励費補助		0.03							
児童福祉施設等運営費		0.03							
母子保健対策		0.02							
介護、医療、子ども・子育て 小計		4.04				1.01		1.06	6.11
その他計		0.80				0.38		1.92	3.10
障害者福祉	障害者施設	0.08	0.23	障害者(児)福祉手当等	0.11	0.16	その他	0.32	0.71
	障害者自立支援、社会参加促進	0.03		障害者タクシー・バス等運営助成	0.04		障害者福祉		
	障害者地域生活支援	0.03							
	小規模作業所等運営補助	0.03							
	障害者(児)居宅介護・活動支援	0.02							
	精神保健福祉施設	0.01							
高齢者福祉	養護老人ホーム、経費老人ホーム等	0.11	0.31	高齢者バス等運営・助成、敬老バス	0.07	0.08	その他	0.72	1.11
	老人福祉センター等老人福祉施設	0.08					高齢者福祉		
その他	福祉事務所	0.11	0.26	社会福祉団体運営費補助	0.09	0.14	その他	0.88	1.28
合計		4.84				1.39		2.98	9.21

(政府・与党社会保障改革検討本部 第2回成案決定会合 総務大臣提出資料)

## (2) 課税自主権への過大な期待への反論

- ・「社会保障改革案」において、「地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討」としている。
- ・しかしながら、所得、消費、資産における主要な税源が、法定税源とされる中、地方の社会保障財源を賄うための財源として地方税法の規定されている条件を満たす法定外税を新たに創設するのは事実上困難である。また、自治体間で課税ベースに大きな格差があり、課税ベースが小さく財政力の弱い団体では、地方の課税自主権の拡大を十分に活用できない状況にあることに留意すべきである。
- ・さらに、課税自主権の拡充は地方の独自施策を展開する際に活用されるものであり、全国的に共通する基本的な住民サービスに充てられるべきではない。

### ＜法定外税創設のための条件＞

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。 （地方税法第261条、第671条、第733条）
① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

## 4 地方消費税成立の経緯を踏まえた対応

- ・消費税が導入される時点で、それまで存在した地方個別消費課税を整理し、減税に伴う減収分の補てんと併せ地方消費税及び地方交付税財源に再編した経緯を踏まえ、地方消費税は、福祉目的財源とすべきではない。

## IV 地域主権改革に当たっての適切な措置

### 1 義務付け・枠付けの見直しの推進

- ・地方の自由度が実質的に高まるよう、関連する補助金の一般財源化や補助要件の見直し等を並行して実施すべきである。
- ・義務付け・枠付けが廃止・縮小された後にも、地方の実情に応じて必要な事業が実施できるよう、適切に財源を措置すべきである。

### 2 権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置

- ・地方への権限移譲に当たっては、必要となる財源を確実に措置すべきである。特に、道路、河川など権限移譲に当たっては、恒久的な財源措置が実施されるまでの時限的措置として、国直轄事業と同じ国負担率の交付金等を創設するとともに、その総額を確保すべきである。

### 3 国の出先機関改革における財源の確保【図表 13】

- ・国の出先機関改革に伴う地方負担額については、将来的には一般財源で措置すべきである。なお、移行時期においては、地方が箇所付け、基準設定等を担うことができるよう配慮した上で、交付金等の特定財源で確実に措置すべきである。

### 4 地域自主戦略交付金対象事業の地方負担分の確実な措置

- ・平成 23 年度から、都道府県の投資補助金を対象に地域自主戦略交付金が創設されたが、第一次配分は地方の見込額を下回るなど、各団体が必要とする事業の実施が困難となっている。地域自主戦略交付金の総額は、今後必要となる増加要素も加味して確保すべきである。
- ・また、現行制度において地方交付税で措置されている地方負担分を含めた事業費全体に係る地方財源総額を確保すべきである。

### 5 直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保

- ・直轄事業の維持管理負担金の廃止に伴い財政需要は減少することとなるが、もともと財政需要の積み上げが不十分であり、地方交付税総額が不足していることから、維持管理負担金に伴う地方交付税相当額は、地方単独事業の充実などに活用すべきである。
- ・平成 25 年度までに整備負担金を廃止することを前提とした具体的な工程表を早期に示すべきである。

#### <民主党マニフェスト>

道路・河川・ダム等のすべての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約 1 兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

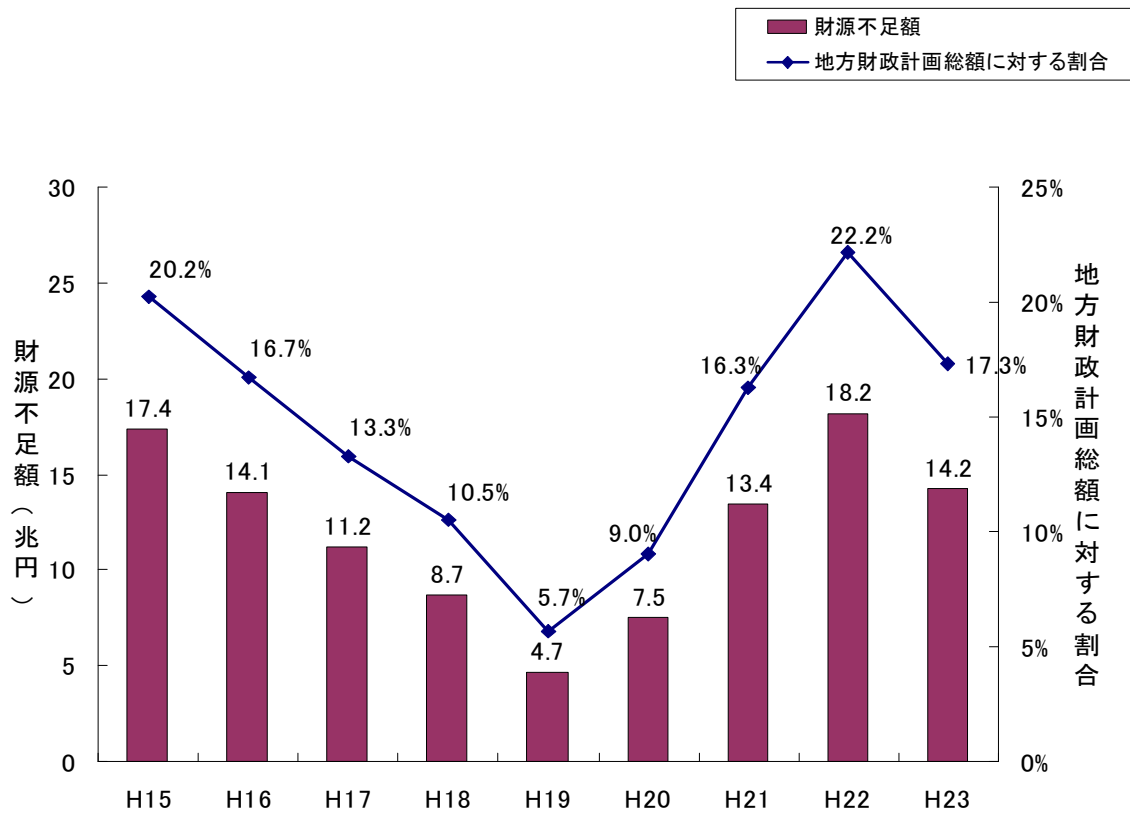
### 6 地方共有税の具体化

- ・国、地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、地域間の税源の偏在や財政力格差の解消に向け、国の裁量により左右されずに必要となる総額を確保し、地方のイニシアティブにより財源調整を行う地方の固有財源としての「地方共有税」の具体化を図るべきである。

図表 1 窮乏する地方財政の状況

地方財政の財源不足額は、平成 23 年度には 14.2 兆円（地方財政計画総額 82.5 兆円の 17.3%）となり、平成 22 年度比べ 4 兆円改善したものの、前年度からの特会繰り入れ（1.0 兆円）によるものもあり、抜本的な財源対策が必要。

財源不足額と地方財政計画総額に対する割合の推移



(注) 財源不足額は補正後の額 (H23は当初)

(H23.5 全国知事会作成)



図表2 地方の歳入、歳出とプライマリーバランスの状況

国は、平成23年度の社会保障関係費が平成15年度から51.1%伸び、一般歳出も13.7%伸びている。地方では、平成23年度の社会保障関係費が平成15年度から108.8%伸びているが、一般歳出は4.2%減となっており、社会保障関係費の増嵩分が一般歳出等の他の歳出を圧迫している。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位:兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23-H15		
										増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	82.5	▲3.7	▲4.3%	
歳入	地方債 ②	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	11.5	▲3.6	▲23.8%
	地方債を除く歳入 ③	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	68.6	71.0	▲0.1	▲0.1%
	うち地方税+地方交付税	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	46.4	47.8	▲2.4	▲4.8%
歳出	公債費 ④	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	13.2	▲0.6	▲4.3%
	公債費を除く歳出 ⑤	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	68.7	69.3	▲3.1	▲4.3%
	うち地方一般歳出	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	66.3	66.8	▲2.9	▲4.2%
	社会保障関係費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	14.2	+7.4	+108.8%
	その他の経費	62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	53.4	52.6	▲10.3	▲16.4%
プライマリーバランス ③-⑤	△1.3	△0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	△0.1	1.7	+3.0	-	

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当及び子ども手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

【国の状況（当初予算ベース）】

(単位:兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23-H15		
										増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	92.3	92.4	+10.6	+13.0%	
歳入	国債(公債金) ②	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	44.3	44.3	+7.9	+21.7%
	国債を除く歳入 ③	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	48.0	48.1	+2.7	+5.9%
	うち国税	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	37.4	40.9	▲0.9	▲2.2%
歳出	国債費 ④	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	20.6	21.5	+4.7	+28.0%
	国債費を除く歳出 ⑤	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	71.7	70.9	+5.9	+9.1%
	うち国一般歳出	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	53.5	54.1	+6.5	+13.7%
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	28.7	+9.7	+51.1%
	その他の経費	28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	26.2	25.4	▲3.2	▲11.2%
プライマリーバランス ③-⑤	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲22.8	▲3.2	-	

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

図表3 国を上回る地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種類	団体数	最大カット率	実施(予定)期間	削減(見込)額
給料	42	16%	H11年度～H23年度	1兆9,424億円
管理職手当	44	25%	H10年度～H23年度	
期末・勤勉手当	19	30%	H10年度～H23年度	

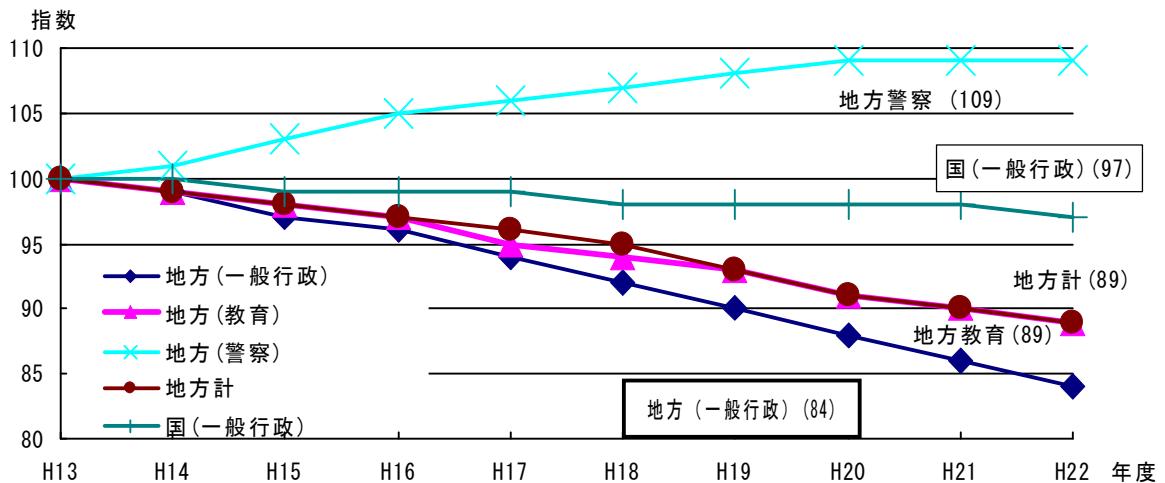
(H22.7 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成22年
全地方公共団体平均	100.5	98.8

(H22.12「地方公務員給与実態調査」より)

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

	H13	H22	H22-H13	H22/H13 増加率
国	530,120人	516,215人	▲13,905人	▲2.6%
地方	1,113,587人	936,951人	▲176,636人	▲15.9%

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」  
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国(一般行政)、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定 (H23.5 全国知事会作成)

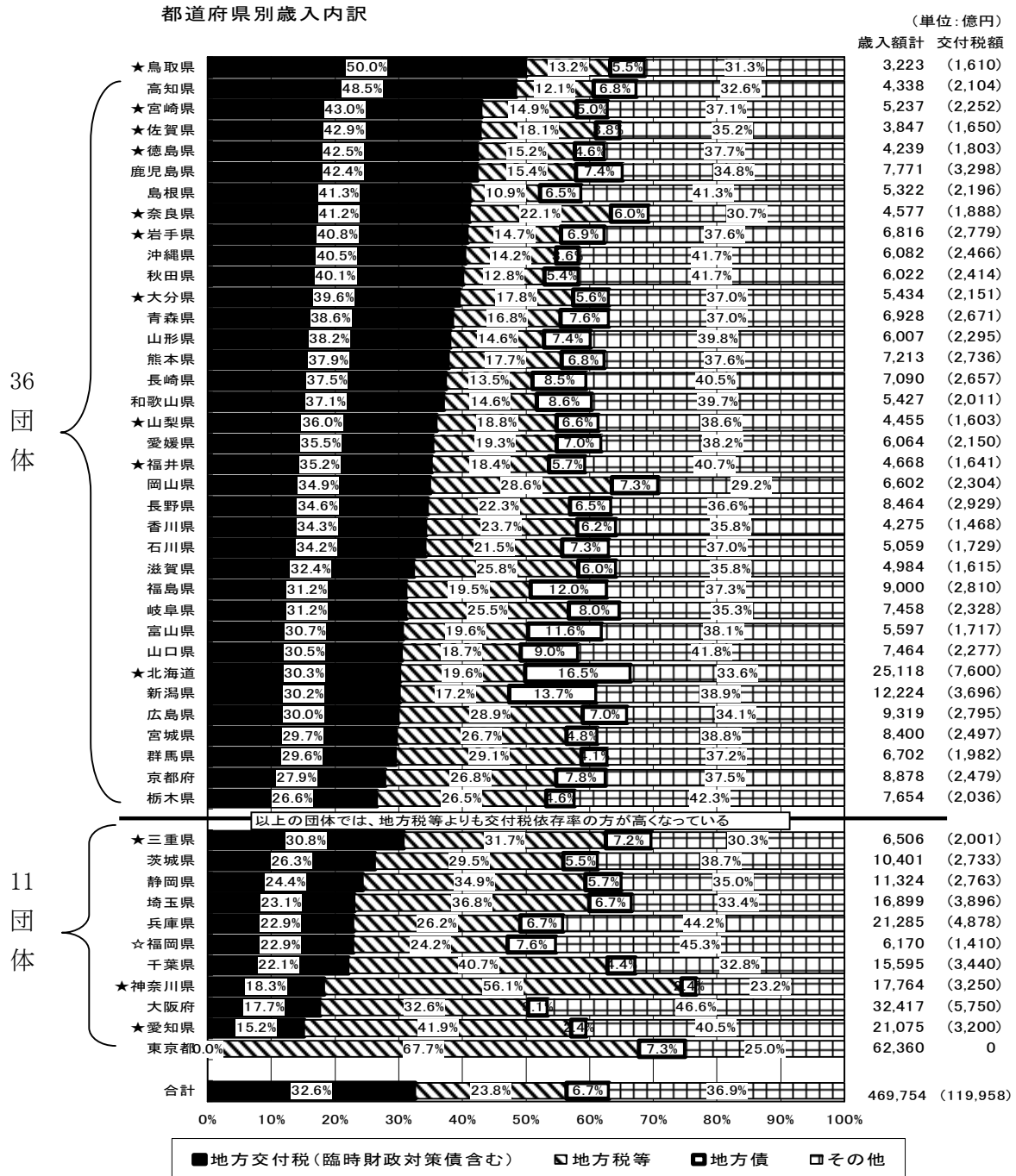
(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

区分	団体数	統廃合	備考
都道府県出先機関	47	2,679箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	47	737箇所	外郭団体を含む。

(H22.7 全国知事会作成)

図表4 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で 50.0%、都道府県平均でも 32.6%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は 36 団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



※ 地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※ 「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H23.5 全国知事会作成)

図表5 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 0.97 ポイントであったものが、平成 21 年度決算額をもとに試算したところ、格差は 0.89 ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

	H 1 5 年度		H 2 1 年度	
	地方税	地方税 +交付税等	地方税	地方税 +交付税等
都道府県間 歳入格差 (平均)	0. 5 8	0. 9 7	0. 5 8	0. 8 9

(注) 1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。  
平成 21 年度の地方税+交付税の数値は、地方税に地方法人特別税を加える一方、交付税から地方再生対策費を除いて試算。

(H22. 11 全国知事会作成)

図表 5-2 地方税収等に係る地域間格差の拡大状況 (H15→H21)

	H15		H21		H21 - H15	
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税
	A	B	C	D	① E(C-A)	② F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.47	1.08	▲0.01	▲0.12
青森県	0.41	1.19	0.42	1.08	+0.01	▲0.11
岩手県	0.41	1.24	0.40	1.10	▲0.01	▲0.14
宮城県	0.52	0.98	0.52	0.88	+0.00	▲0.10
秋田県	0.39	1.29	0.39	1.15	+0.00	▲0.14
山形県	0.43	1.19	0.41	1.04	▲0.02	▲0.15
福島県	0.49	1.06	0.48	0.94	▲0.01	▲0.12
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.81	+0.02	▲0.09
栃木県	0.57	0.94	0.57	0.83	+0.00	▲0.11
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.84	+0.00	▲0.09
埼玉県	0.51	0.72	0.54	0.67	+0.03	▲0.05
千葉県	0.54	0.75	0.57	0.70	+0.03	▲0.05
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.65	0.71	+0.01	▲0.06
新潟県	0.50	1.10	0.50	1.02	+0.00	▲0.08
富山県	0.54	1.16	0.54	1.00	+0.00	▲0.16
石川県	0.55	1.16	0.56	1.03	+0.01	▲0.13
福井県	0.60	1.30	0.58	1.12	▲0.02	▲0.18
山梨県	0.52	1.24	0.50	1.07	▲0.02	▲0.17
長野県	0.51	1.12	0.50	0.99	▲0.01	▲0.13
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.89	+0.00	▲0.10
静岡県	0.62	0.87	0.60	0.78	▲0.02	▲0.09
愛知県	0.73	0.85	0.68	0.75	▲0.05	▲0.10
三重県	0.55	0.99	0.56	0.88	+0.01	▲0.11
滋賀県	0.55	1.03	0.55	0.88	+0.00	▲0.15
京都府	0.53	0.95	0.56	0.87	+0.03	▲0.08
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.78	▲0.02	▲0.07
兵庫県	0.54	0.92	0.57	0.84	+0.03	▲0.08
奈良県	0.44	0.98	0.45	0.87	+0.01	▲0.11
和歌山県	0.44	1.18	0.45	1.05	+0.01	▲0.13
鳥取県	0.44	1.41	0.42	1.25	▲0.02	▲0.16
島根県	0.43	1.57	0.43	1.41	+0.00	▲0.16
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.93	+0.01	▲0.13
広島県	0.55	0.98	0.56	0.89	+0.01	▲0.09
山口県	0.49	1.08	0.50	0.97	+0.01	▲0.11
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.15	▲0.03	▲0.12
香川県	0.51	1.07	0.52	0.96	+0.01	▲0.11
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.97	+0.03	▲0.09
高知県	0.40	1.41	0.40	1.27	+0.00	▲0.14
福岡県	0.50	0.89	0.52	0.82	+0.02	▲0.07
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.07	+0.02	▲0.11
長崎県	0.38	1.13	0.39	1.04	+0.01	▲0.09
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.95	+0.01	▲0.11
大分県	0.44	1.16	0.46	1.04	+0.02	▲0.12
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.06	+0.03	▲0.10
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.08	+0.01	▲0.10
沖縄県	0.34	0.99	0.37	0.94	+0.03	▲0.05
計	0.58	0.97	0.58	0.89	+0.00	▲0.08
(東京都除き)	0.53	0.97	0.54	0.88	+0.01	▲0.09

※ 1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算。

※ 決算ベースで試算。

※ 上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収+地方交付税等の「各都道府県/東京都」の数値である。(数値が小さいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例：0.5であれば当該道府県の1人あたり税収等が東京都の0.5倍であることを示す)

※ 税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。

※ H21 地方税+地方交付税には地方法人特別税を加算する一方、地方再生対策費を控除している。

(H22.11 全国知事会作成)

図表6 地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

概算要求における地方財政規模は、22年度に比べ0.4兆円増の82.5兆円、地方一般財源は、同額の59.4兆円となっている。三位一体改革前の平成15年度と比較すると、依然として、地方財政規模は3.7兆円、地方一般財源は2.0兆円減額となっている。

(単位:兆円)

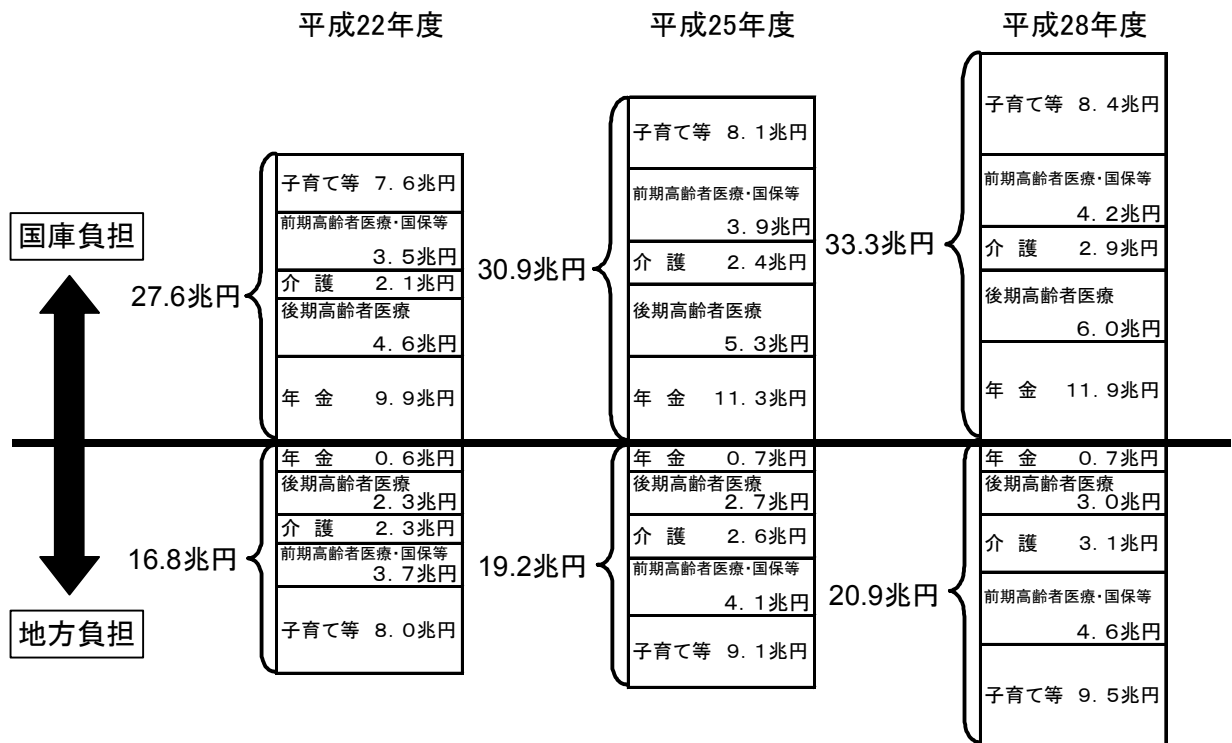
年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	(H23-H22)
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1	82.5	(+0.4)
<各年度-H15>	-	▲1.5	▲2.4	▲3.0	▲3.1	▲2.8	▲3.7	▲4.1	▲3.7	
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	(+0.5)
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7	6.2	(▲1.5)
地方交付税等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	23.6	(▲1.0)
<各年度-H15>	-	▲2.8	▲3.8	▲5.1	▲6.1	▲5.7	▲2.9	0.7	▲0.3	
地方税 (地方法人特別譲与税含む)	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7	31.9	(+1.2)
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0
地方税(税源移譲分等含む)	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	37.0	33.8	35.0	(+1.2)
<各年度-H15>	-	0.1	1.1	2.7	8.2	8.3	4.8	1.6	2.8	
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	(-)
地方一般財源 計	58.5	56.5	57.3	58.7	59.2	59.9	59.0	59.4	59.5	(+0.1)
<各年度-H15>	-	▲2.0	▲1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9	1.0	
地方一般財源 計 (税源移譲分等除く)	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9	56.3	56.4	(+0.1)
<各年度-H15>	-	▲2.6	▲2.8	▲2.8	▲1.9	▲1.6	▲2.5	▲2.1	▲2.0	

- ※ 税源移譲分等: 税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)
- ※ その他: 地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債
- ※ 表示単位未満四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

(H23.5 全国知事会作成)

図表7 今後も増嵩する社会保障関係費

地方負担は今後、平成28年度にかけては年間約7,000億円、特に25年度までの今後3年間は年間8,000億円の増嵩が見込まれている。



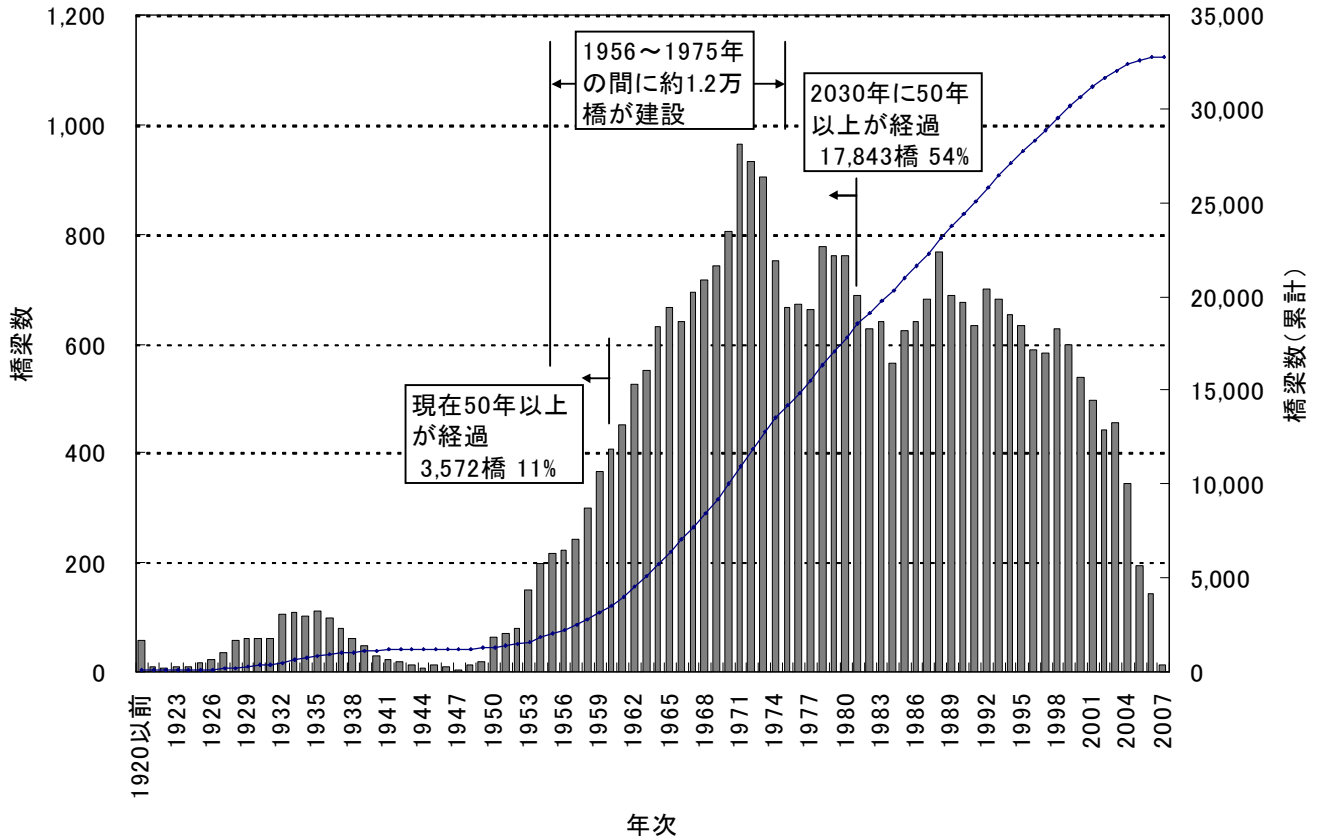
※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

(H22.11 税制調査会第10回専門家委員会資料より)

図表8 老朽化が進む道路橋りょう

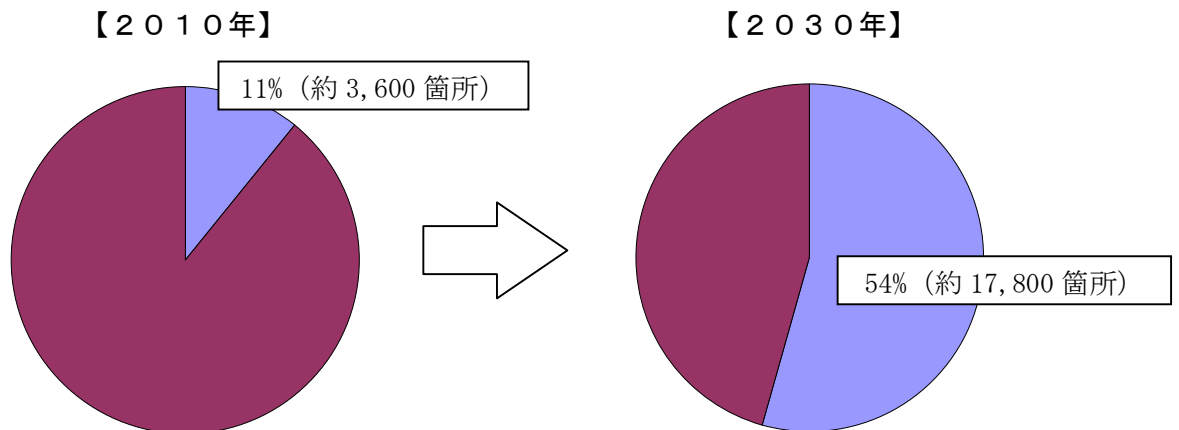
建設後50年以上が経過した道路橋りょうは2010年時点で約3,600箇所(11%)であるが、2030年には17,800箇所(54%)となり、2010年時点の約5倍に急増する見込み。

都道府県道の道路橋りょう数の推移



H19. 4. 1 道路施設状況調査「橋梁現況調査」(国土交通省)より  
(※年代不明分を除く)

50年以上が経過している都道府県道における道路橋りょうの割合



(H22. 7 全国知事会作成)



図表9 制度創設・改正に伴う地方の負担増

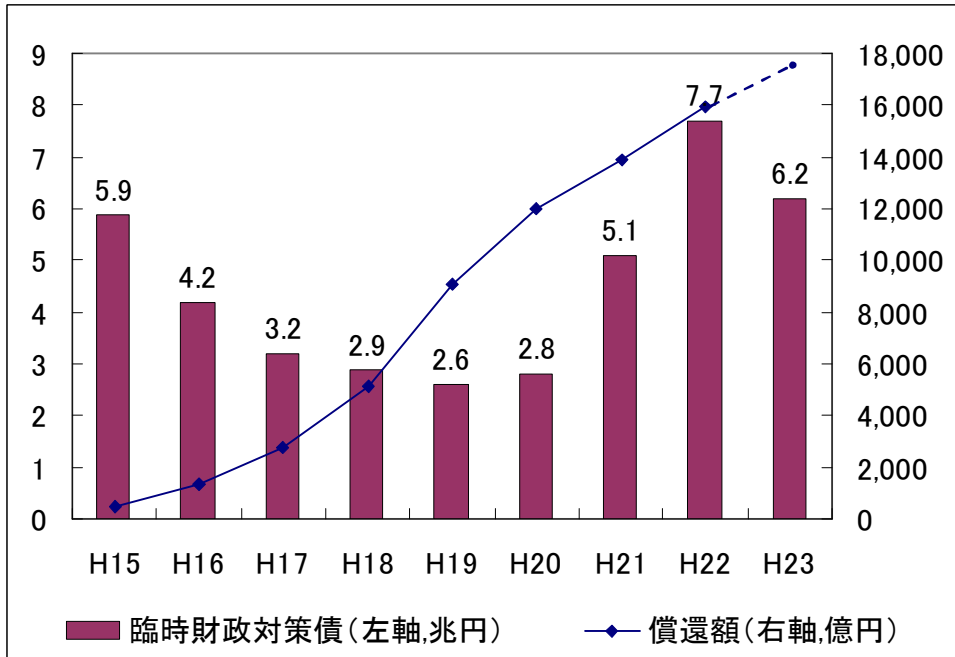
新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項目	事業名等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	新型インフルエンザワクチン接種経費	都道府県負担1/4、市町村負担1/4
	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
	抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	国民健康保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4→3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2→2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2→2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4→1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0→2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0→1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2→2/3
	学校支援地域本部事業	地方負担 0→2/3
	地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担 0→2/3
	スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担 0→2/3
	家庭教育支援基盤形成事業	地方負担 0→2/3
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担
	特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

(H22.7 全国知事会作成)

図表10 臨時財政対策債の推移

地方税収の落ち込み等により、臨時財政対策債の発行額が増加している。これに伴い、将来の償還額が増加する見込み。



(注) 償還額は、基準財政需要額に算入された額。

(H23.5 全国知事会作成)

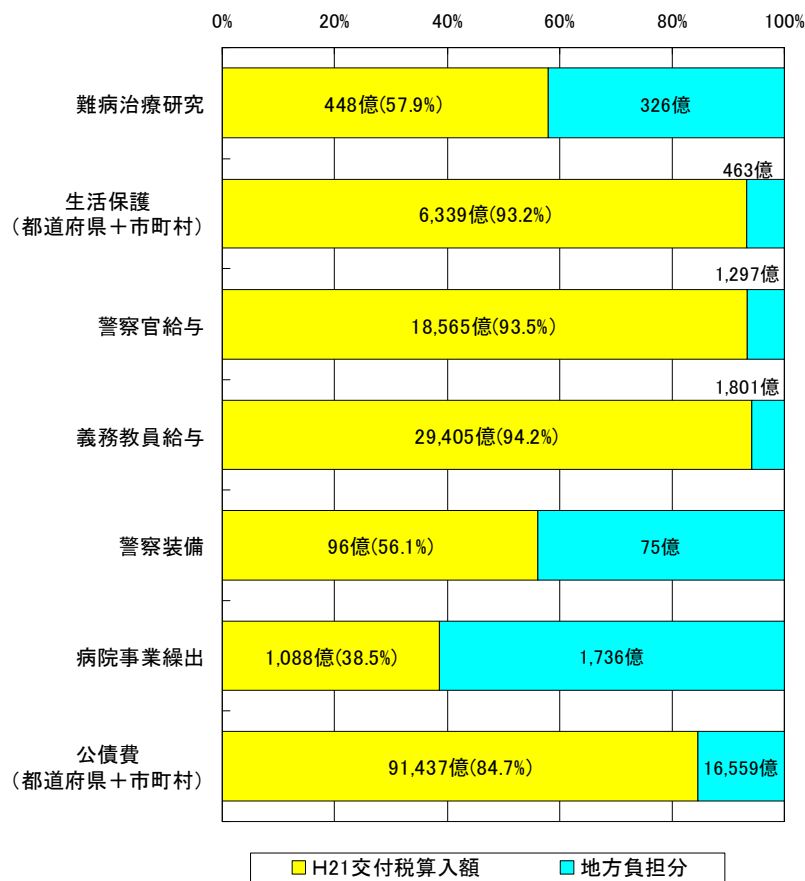
図表11 決算額と大幅に乖離する義務的経費の交付税措置額

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約 2.2 兆円もの大きな乖離が存在。

(単位: 億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	326	H21 都道府県決算
生活保護	463	H21 都道府県・H20市町村決算
警察官給与	1,297	H21 都道府県決算
義務教員給与	1,801	H21 都道府県決算
警察装備	75	H21 都道府県決算
病院事業繰出	1,736	H21 都道府県決算
公債費	16,559	H21 都道府県・H20市町村決算
合計	22,257	

(単位: 億円、%)



(注) 決算額………H21 都道府県決算額  
 交付税算入額………H21 基準財政需要額  
 生活保護費………都道府県 (H21 決算額) + 市町村 (H20 決算額)  
 病院事業繰出金…特別交付税分を含む。  
 公債費………都道府県 (H21 決算額) + 市町村 (H20 決算額)  
 但し、公債費については、都道府県分・市町村分ともに留保財源相当額を除く。

(H22. 11 全国知事会作成)

図表12 全国的に定着した交付税未算入の地方行政サービス

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも交付税措置されていないものが多い。

事業名	21年度決算額（億円）			実施都道府県数	実施市町村数
	都道府県	市町村	合計		
乳幼児医療費補助金	663	806	1,469	47	1736
ひとり親家庭医療費補助金	257	280	537	47	1736
障害者医療費補助金	1,207	1,160	2,368	47	1736
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	306	—	306	45	0
県単警察官職員給与費	336	—	336	40	0
合計	2,769	2,246	5,016	—	—

（注）市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計。

（表示未満四捨五入の関係で一致しない箇所がある。）

（H22.11 全国知事会作成）

図表13 職員数10万人、決算額10兆円にのぼる国の地方支分部局

主な国の地方支分部局の職員数は、平成20年で約9万5千人、18年度決算額は約9兆6千億円となっている。

省庁名	機関名	20年末定員(人)	18年決算(百万円)
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043
総務省	総合通信局	1,436	14,993
法務省	法務局	10,823	147,996
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585
	都道府県労働局	22,245	642,322
	中労委地方事務所	30	357
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088
	森林管理局	4,796	153,096
	漁業調整事務所	179	2,031
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731
	北海道開発局	5,648	837,738
	地方運輸局	4,418	46,650
	地方航空局	4,538	126,953
環境省	地方環境事務所	407	12,584
合計		95,836	9,648,656

（H20.12 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」参考資料）より）